

議 案 書

【議案】

〔令和 7 年度第 1 回理事会〕

番 号	件 名		ページ
議案第 1 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和 6 年度事業報告について	事業報告書	資料1-1
		事業報告参考資料	資料1-2
議案第 2 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和 6 年度決算報告について	決算書概要	説明資料
		決算報告書（総括）	資料2-1
		決算報告書（拠点区分別）	資料2-2
		決算報告書 〔資金収支計算書(明細書)サービス区分別〕	資料2-3
		決算報告書 〔事業活動計算書(明細書)サービス区分別〕	資料2-4
		決算報告書 〔貸借対照表(明細書)拠点区分別〕	資料2-5
		固定資産管理台帳・増減明細書・集計表 〔拠点区分別〕	資料2-6
議案第 3 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について		5
議案第 4 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について		9
議案第 5 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部改正について		11
議案第 6 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員の就業に関する規程の一部改正について		13
議案第 7 号	令和 7 年度第 1 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について		15

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第 1 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について	17
報告第 2 号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について	19
報告第 3 号	令和 6 年度熊本市社会福祉協議会基盤強化計画評価検証について	資料3

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業報告について

資料1－1及び資料1－2のとおり

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度決算報告について

説明資料及び資料2－1から資料2－6のとおり

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について

＜提出理由＞

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員候補者の推薦をお願いするもの。

＜任期＞

令和7年度定時評議員会（令和7年6月30日開催）終結の時から令和11年度定時評議員会の終結の時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

（評議員の資格）

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員及び理事選出規程〔抜粋〕

別表

評議員及び理事選出区分並びに定数表

種 別	区 分	評議員	理事
第 1 号	地域の福祉活動実践団体	1 名	1 名
第 2 号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1 名	1 名
第 3 号	地域の福祉に関係ある団体	4 名	1 名
第 4 号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2 名	2 名
第 5 号	行政機関及び社会福祉協議会	1 名	2 名
第 6 号	学識経験者等	1 名	1 名
第 7 号	社会福祉を支援する企業及び団体	4 名	2 名
合 計		1 4 名	1 0 名

別紙（議案第3号関係）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者名簿（案）

任期 令和7年度定時評議員会（令和7年6月30日開催）終結の時から令和11年度定時評議員会終結の時まで

種別	区 分	定数	所 属	氏 名
第 1 号	地域の福祉活動実践団体	1 名	熊本市校区社協連絡協議会	松瀬 美智子
第 2 号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1 名	熊本市民生委員児童委員協議会	小夏 敏明
第 3 号	地域の福祉に関係ある団体	4 名	熊本市社会福祉協議会障がい部会 (熊本市手をつなぐ育成会)	若松 真由美
			熊本市地域婦人会連絡協議会	植村 米子
			熊本市老人クラブ連合会	田辺 正信
			熊本市母子寡婦福祉連合会	川田 秀子
第 4 号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2 名	熊本市地域包括支援センター連絡協議会	加世田 まゆ
			熊本市保育園連盟	鬼塚 和典
第 5 号	行政機関及び社会福祉協議会	1 名	熊本市健康福祉局	石元 典子
第 6 号	学識経験者等	1 名	熊本日日新聞社	平井 智子
第 7 号	社会福祉を支援する企業及び団体	4 名	熊本県社会福祉士会	高江 康明
			熊本青年会議所	藤原 将和
			日赤熊本市地区本部	谷口 憲治
			熊本商工会議所	西村まりこ
合 計		14 名	(敬称は省略させていただいております)	

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

暫定再雇用職員等の給与改定に関し、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第9条〔略〕 附 則 （施行期日） 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 （経過措置） 2～4〔略〕 5 暫定再雇用職員の期間における、期末手当は、 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。） にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の 給料月額に、100分の<u>67.5</u>を乗じて得た額 を支給する。 6 暫定再雇用職員の期間における、勤勉手当は、 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。） にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の 給料月額に、100分の<u>47.5</u>を乗じて得た額 を支給する。 以下〔略〕	第1条～第9条〔略〕 附 則 （施行期日） この規程は、令和7年6月9日から施行し、令和7 年4月1日から適用する。 （暫定再雇用職員の期間における期末手当及び勤勉 手当） 1 暫定再雇用職員の期間における、期末手当は、 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。） にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の 給料月額に、100分の<u>70.0</u>を乗じて得た額 を支給する。 2 暫定再雇用職員の期間における、勤勉手当は、 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。） にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の 給料月額に、100分の<u>50.0</u>を乗じて得た額 を支給する。

附 則

この規程は、令和7年6月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部改正
について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程の一部を次のように改める。

＜改正理由＞
会長に対する役員報酬改定に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案		
第1条～第2条〔略〕 (報酬等の支給及び額) 第3条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。 2 役員に対する報酬等は、別表第1に定める額を支給する。 3 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める額を支給する。 (報酬等の支給方法) 第4条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。 第5条～第6条〔略〕 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。	第1条～第2条〔略〕 (報酬等の支給及び額) 第3条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。 2 役員に対する報酬等は、別表第1に定める額を支給する。 3 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める額を支給する。 <u>4 前項に関わらず、会長については別表第3に定める額を支給する。</u> (報酬等の支給方法) 第4条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。 <u>ただし、会長については職員給与規程を準用し支給する。</u> 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。 第5条～第6条〔略〕 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。 別表第3（会長の報酬） <table><tr><td>月 額</td><td>100,000円</td></tr></table>	月 額	100,000円
月 額	100,000円		

附 則
この規程は、令和7年7月1日から施行する。

議案第6号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員の就業に関する

規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員の就業に関する規程の一部を次のように改める。

＜改正理由＞
認定調査員の実情に合わせて通勤手当を改正するもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員の就業に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案																														
第1条～第14条〔略〕	第1条～第14条〔略〕																														
第4章 賃 金	第4章 賃 金																														
(賃金)	(賃金)																														
第15条 登録介護認定調査員の賃金は基本賃金(交通費含む)、その他の賃金とする。	第15条 登録介護認定調査員の賃金は基本賃金(交通費含む)、その他の賃金とする。																														
2～3 略	2～3 略																														
4 その他の手当は別表第1に定めるところによるものとする。	4 その他の手当は別表第1に定めるところによるものとする。																														
第16条～24条〔略〕	第16条～24条〔略〕																														
別表第1	別表第1																														
書類提出に伴う費用について	書類受領及び提出に伴う費用について																														
認定調査業務終了後に書類を事務所に提出した場合については、自宅から事務所までの距離に応じて、1日当たり下記の金額を支給する。	認定調査業務開始前の書類受領及び調査終了後の書類提出で事務所に来所した場合については、自宅から事務所までの距離に応じて、1日当たり下記の金額を支給する。																														
<table><tr><th>通勤距離</th><th>支 給 額</th></tr><tr><td>2 km以上 5 km未満</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>5 km以上 10 km未満</td><td>1 0 0 円</td></tr><tr><td>10 km以上 15 km未満</td><td>2 0 0 円</td></tr><tr><td>15 km以上 20 km未満</td><td>3 0 0 円</td></tr><tr><td>20 km以上 25 km未満</td><td>4 0 0 円</td></tr><tr><td>25 km以上 30 km未満</td><td>5 0 0 円</td></tr></table>	通勤距離	支 給 額	2 km以上 5 km未満	5 0 0 円	5 km以上 10 km未満	1 0 0 円	10 km以上 15 km未満	2 0 0 円	15 km以上 20 km未満	3 0 0 円	20 km以上 25 km未満	4 0 0 円	25 km以上 30 km未満	5 0 0 円	<table><tr><th>通勤距離</th><th>支 給 額</th></tr><tr><td>2 km以上 5 km未満</td><td>1 6 5 円</td></tr><tr><td>5 km以上 10 km未満</td><td>2 7 5 円</td></tr><tr><td>10 km以上 15 km未満</td><td>4 9 0 円</td></tr><tr><td>15 km以上 20 km未満</td><td>6 6 5 円</td></tr><tr><td>20 km以上 25 km未満</td><td>8 3 5 円</td></tr><tr><td>25 km以上 30 km未満</td><td>1, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>30 km以上</td><td>1, 1 5 0 円</td></tr></table>	通勤距離	支 給 額	2 km以上 5 km未満	1 6 5 円	5 km以上 10 km未満	2 7 5 円	10 km以上 15 km未満	4 9 0 円	15 km以上 20 km未満	6 6 5 円	20 km以上 25 km未満	8 3 5 円	25 km以上 30 km未満	1, 0 0 0 円	30 km以上	1, 1 5 0 円
通勤距離	支 給 額																														
2 km以上 5 km未満	5 0 0 円																														
5 km以上 10 km未満	1 0 0 円																														
10 km以上 15 km未満	2 0 0 円																														
15 km以上 20 km未満	3 0 0 円																														
20 km以上 25 km未満	4 0 0 円																														
25 km以上 30 km未満	5 0 0 円																														
通勤距離	支 給 額																														
2 km以上 5 km未満	1 6 5 円																														
5 km以上 10 km未満	2 7 5 円																														
10 km以上 15 km未満	4 9 0 円																														
15 km以上 20 km未満	6 6 5 円																														
20 km以上 25 km未満	8 3 5 円																														
25 km以上 30 km未満	1, 0 0 0 円																														
30 km以上	1, 1 5 0 円																														

附 則

この規程は、令和7年6月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第7号

令和7年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会の招集をお願いするもの。

開催日時 令和7年6月30日（月） 午前10時から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業報告について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度決算報告について
議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事及び監事の選任について
議案第4号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する
 規程改正について
報告第1号 令和6年度熊本市社会福祉協議会基盤強化計画評価検証について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

報告第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第28条及び第21条第5項並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程第4条に基づき、下記の期間において専決した事項及び職務の執行状況について報告する。

<期間：令和7年3月1日から令和7年5月30日まで>

(1) 専決事項

職員の人事に関すること

●職員退職の承認	3件
●職員採用の承認	4件
●再雇用職員の承認	0件
●有期雇用嘱託職員退職の承認	0件
●有期雇用嘱託職員雇用の承認	9件

(2) その他外部会議等への出席状況

期日（曜日）	会 議 名 称	場 所
3月10日(月)	熊本県社協 令和6年度第4回理事会	熊本県総合福祉センター
3月17日(月)	市町村社協連合会 令和6年度第2回理事会	熊本県総合福祉センター
3月25日(火)	全社協 令和6年度第3回評議員会	全社協・灘尾ホール
5月23日(金)	熊本市人権啓発市民協議会総会	ホテル日航熊本
5月28日(水)	市町村社協連合会 令和7年度第1回理事会	熊本県総合福祉センター

報告第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第21条第5項に基づき、下記の期間において職務の執行状況について報告する。

＜期間：令和7年3月1日から令和7年5月30日まで＞

(1) 専決事項

- 職員の出張命令及びその復命査察 2件
- 臨時職員雇用の承認 2件
- 福祉金庫特別貸付金の決定（5万円を超え10万円以内）

月	R7.3月	4月	5月	計
件数	1	0	1	2

(2) その他外部会議等への出席状況（オンライン開催含む）

期日（曜日）	会 議 名 称	場 所
3月5日(水)	熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	熊本県総合福祉センター
3月7日(金)	熊本県生活福祉資金貸付審査等運営委員会	熊本県総合福祉センター
4月24日(木) 25日(金)	九社連地域福祉委員会	アートホテル宮崎スカイタワー

令和7年6月9日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

報告第3号

令和6年度熊本市社会福祉協議会基盤強化計画評価検証について

資料3のとおり